

洪水時に関する避難確保計画

1 目的

洪水時に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という。）は、水防法第十五条の三第一項に基づき、海田小学校近隣で洪水の発生又は発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲

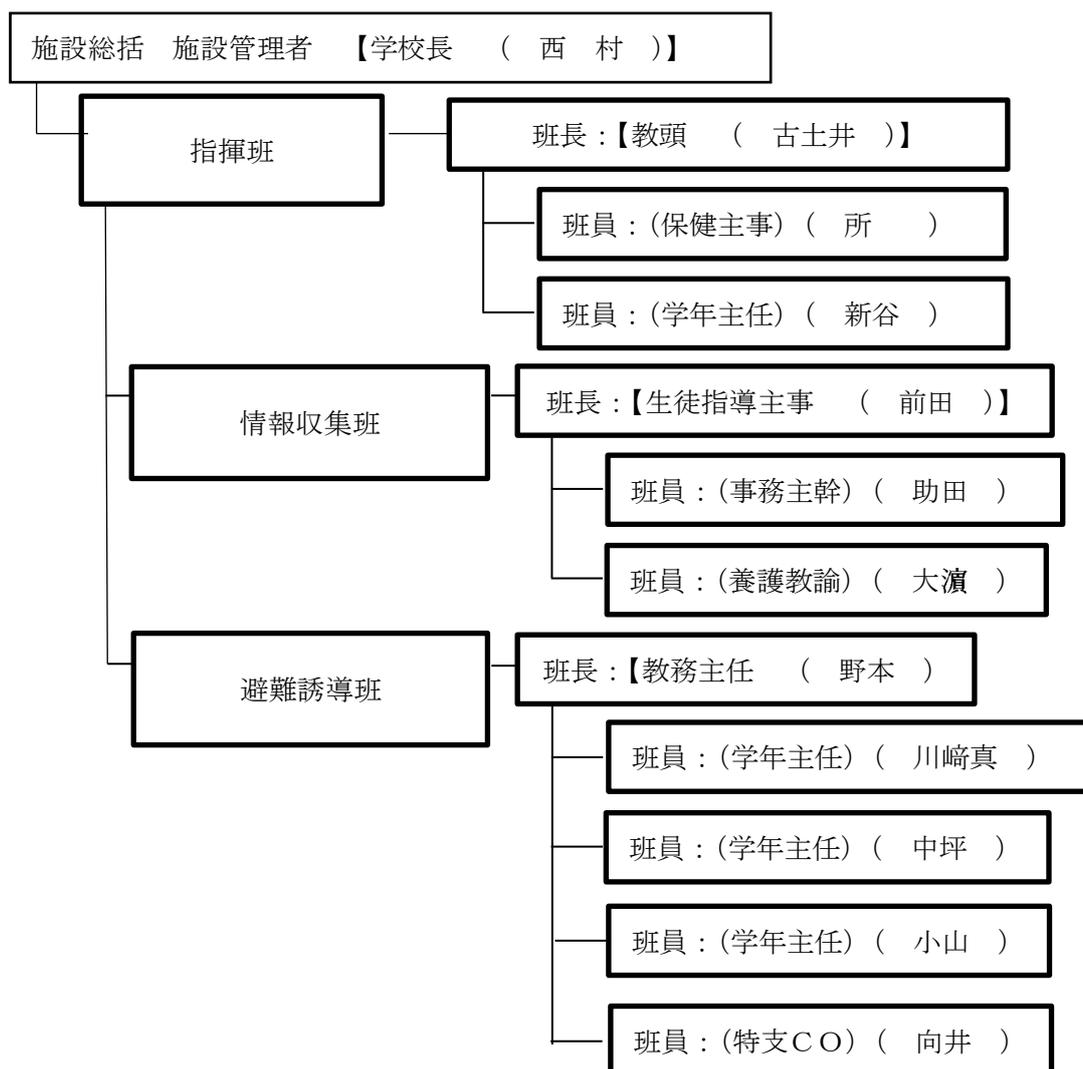
本避難確保計画は、海田小学校に勤務する教職員（以下、「施設職員」という。）及び児童生徒並びに施設の利用者又は出入りする全ての者（以下、「利用者等」という。）に適用する。

3 防災体制に関する事項

(1) 組織及び任務

ア 組織図

《昼間》



イ 各班の任務

(ア) 指揮班

施設管理者を補佐し，各班に必要な事項を指示する。

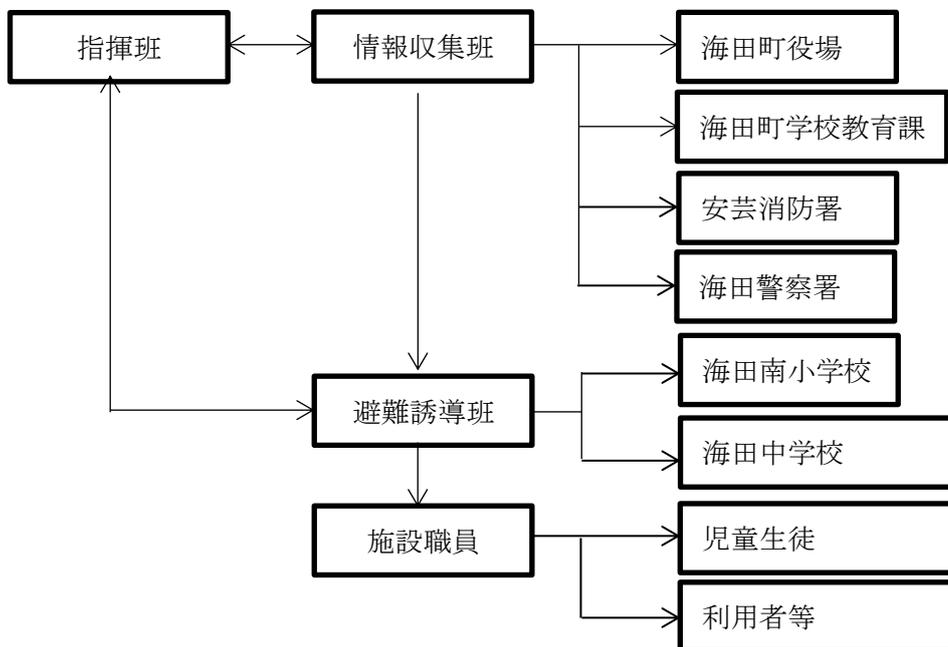
(イ) 情報収集班

テレビ，ラジオ，インターネットなどあらゆる媒体を通じた積極的な情報収集，被害情報などを収集し，指揮班，避難誘導班に必要な情報を報告・伝達する。

(ウ) 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や災害の発生のおそれがある場合に，利用者等を安全な場所に避難誘導する。

(2) 緊急時連絡網



(3) 関係機関緊急連絡先

機関名		電話番号	F A X 番号	メールアドレス	備考
防災行政機関	海田町学校教育課	823-9216	823-9256	gakkyo@town.kaita.lg.jp	
	海田町生活安全課	823-9208	823-7927		
	安芸消防署	822-4349	822-9119	fs-ak-yobo@city.hiroshima.lg.jp	
	海田警察署	082-820-0110			
協力機関	秋本クリニック	823-7777			
	海田中学校	082-822-2258	082-823-8505		学校医
	海田南小学校	082-822-6775	082-822-3229		
ライフライン	電気	中国電力 矢野営業所	082-824-2134	082-824-2109	
	ガス	広島ガス	082-251-2151		
		富永商事	082-823-2196		
	水道	海田町上下水道課	823-9214	823-9839	
	通信	N T T 西日本	0120-444113		

(4) 事前対策

台風の接近などあらかじめ洪水の危険性が高まることが予想される場合は、連絡体制を整え、臨時休業などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(5) 情報収集及び伝達

ア 情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次項に示す方法により情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等に必要事項を報告・連絡する。

また、被害状況などの情報を入手した場合は、速やかに海田町役場及び海田町学校教育課、安芸消防署等に通報する。

イ 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報	<ul style="list-style-type: none"> 海田町防災情報メール テレビ (NHKデータ放送・Lアラート) インターネット (広島県防災Web・気象庁ホームページ)
瀬野川の水位, 状況	<ul style="list-style-type: none"> テレビ (NHKデータ放送) インターネット (広島県防災Web・気象庁ホームページ)
大雨・洪水警戒レベル	<ul style="list-style-type: none"> 海田町防災情報メール

【レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ（NHKデータ放送・Lアラート） ・インターネット（広島県防災Web・海田町ホームページ） ・防災行政無線（町内放送）
【レベル4】 避難指示	
【レベル5】 緊急安全確保	

ウ 停電時はラジオ，パソコン等を活用して情報を収集するとともに，乾電池，バッテリー等を備蓄する。

エ 避難伝達の内容，連絡先等

伝達内容	担当	手段	報告先
被害情報	情報収集班	電話	海田町生活安全課，海田町学校教育課，安芸消防署等
避難準備等について	避難誘導班	校内放送 口頭	児童生徒，利用者等
		電話	海田町生活安全課，海田町学校教育課，安芸消防署等
避難開始等について		校内放送 口頭	児童生徒，利用者等
		電話	海田町生活安全課，海田町学校教育課，安芸消防署等
		電子メール 又は電話	保護者

4 避難誘導に関する事項

(1) 避難誘導

建物の3階にある教室へ避難誘導する。

(2) 避難の基準

【レベル4】 避難指示の発令で避難を開始する。

(3) 避難方法

垂直避難

(ア) 建物3階への避難は，徒歩，車椅子によるものとする。

(イ) 施設内の各部屋からの避難完了確認を必ず実施する。

(4) 避難経路

垂直避難

○南校舎の教室（3年）・特別教室の教室

⇒階段を使用し，南校舎3階の3年の教室へ

○南校舎の教室（4年）

⇒階段を使用し，本館3階の生活科教室へ

○本館の教室（2階1年）

⇒階段を使用し，3階の日本語教室へ

(2階2年)

⇒階段を使用し、3階の5年多目的室・被服室へ

○本館の教室(3階6年)

⇒3階の6年教室へ

(3階5年)

⇒3階の5年教室へ

○体育館：階段を使用し本館3階の6年多目的室へ

(5) 施設周辺及び避難経路の点検

ア 施設周辺の点検

避難する際に支障となる施設内外の障害物等は、避難開始前に排除又は移動する。

イ 避難経路の点検

可能な限り、避難開始前に避難経路を確認して危険箇所等を把握し、施設職員に情報を共有する。

(6) 避難の開始

避難開始を校内放送又は口頭等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します。」と施設職員、児童生徒及び利用者等に周知する。

5 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(1) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に資器材は、次表に示すとおりとし、備蓄及び維持管理に努める。

区分	資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、パソコン、電話、FAX、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(施設職員、児童生徒、利用者等)、案内旗、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、タブレット、パソコン、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、車椅子、担架、常備薬 垂直避難のための水・食料・寝具・防寒具

《(2) 自家発電機を保有している場合》

燃料の備蓄及び維持管理

6 防災教育及び訓練の実施に関する事項

(1) 防災教育

警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対し研修を実施し、情報伝達や自主避難の重要性を理解させる。研修は、次の内容を含み、訓練と連携させて実施する。

- ①情報収集及び伝達体制
- ②避難判断・誘導
- ③避難確保計画の周知

(2) 訓練

全施設職員を対象に、避難確保計画の検証及び組織・施設職員個人の能力向上のため次の内容を含めて実施する。

- ①訓練目的
- ②情報収集及び伝達
- ③避難判断
- ④避難訓練（利用者等に応じた避難手法，避難方法等）

(3) 実施時期

ア 新規採用施設職員は必ず参加するものとし、原則全施設職員を対象とした研修を実施する。年度途中で新規採用者がある場合は、その都度別途実施する。

イ 全施設職員を対象とした訓練を出水期前（6月まで）に実施する。